

償却資産(固定資産税)申告と軽減制度

問課税課資産税家屋係 (市役所2階4番窓口) ☎32-2016

償却資産とは、工場や商店、駐車場やアパートの貸し付けなどの事業のために、会社や個人事業主が使う構築物・機械・器具・備品などをいいます。毎年1月1日に所有する資産の申告が必要です。

申告する資産 土地と家屋以外で法人税法・所得税法に基づき減価償却資産として計上(固定資産台帳・減価償却明細書に記載)しているものから、無形減価償却資産(ソフトウェアなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除いたもの

申告方法 12月に市から送る申告書に必要事項を記入かE L T A Xで申告する
締め切り 令和3年2月1日(月)

※新規に事業を始めた人で、申告書が届いてない場合は、必ず連絡してください
※申告の内容をもとに、実地調査をしています。調査にご協力ください



◎ 申告しないとどうなりますか？

Ⓐ 償却資産を所有した日から、税金や延滞金がかかる場合があります。

令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が一定程度減少した中小事業者は、認定経営革新等支援機関などで確認を受けた後、申告書などを提出してください。

対象者 中小事業者(個人事業主を含む)

対象資産 事業用家屋と償却資産

軽減割合 令和2年2月~10月で、任意の連続する3カ月の事業収入の合計が、前年の同じ時期に比べ、30%以上50%未満減少=2分の1軽減、50%以上減少=全額軽減

受付期間 令和3年1月4日(月)~2月1日(月)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください



主な償却資産

| 種類 | 内容 |
|----------|--|
| 構築物 | 舗装路面、植栽、フェンス、外灯、駐車場設備、看板、受変電設備、屋外給排水設備、カーポートなど |
| 機械・装置 | 製造・加工用機械、各種産業用機械、太陽光発電設備など |
| 車両・運搬具 | ブルドーザー、パワーショベルなどの大型特殊自動車、構内運搬具など |
| 工具・器具・備品 | パソコン、ルームエアコン、陳列ケース、電気機器、理・美容機器、医療機器など |

税の医療費控除には明細書の作成が必要です

問課税課市民税係 ☎32-2015

確定申告で医療費控除を受けるためには、申告者自身が作る「医療費控除の明細書」が必要です。

令和2年分の確定申告から、医療費の明細書を作り、申告書に添付してください(領収書の添付は認められません)。

医療費控除の明細書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

医療費控除の明細書の作成に使った領収書は、自宅などで5年間保存することが義務付けられています。捨てないように注意してください。



医療費控除の明細書(見本)

令和元年度 財政健全化判断比率などの公表

問財政課 ☎32-2020

令和元年度決算をもとに、市の財政状況を示す指標を算定しました。

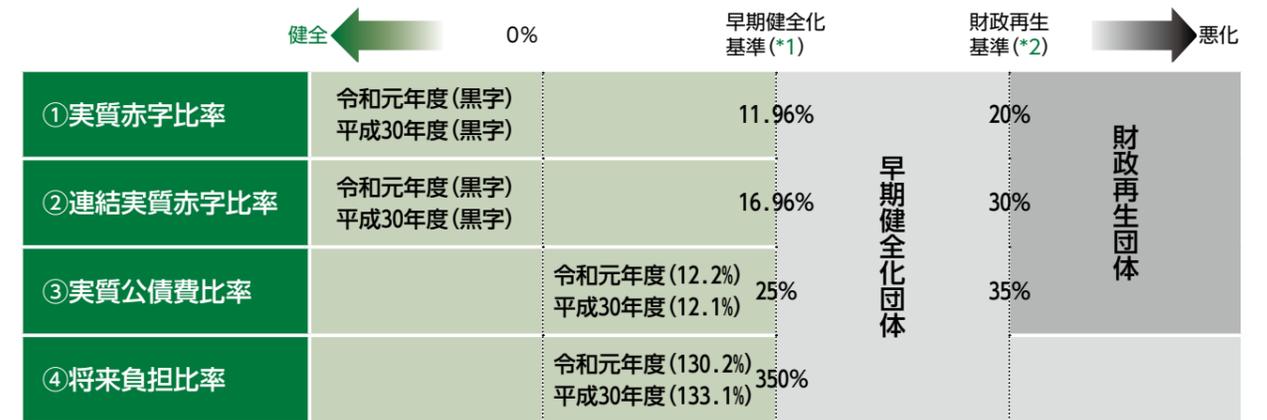
財政健全化判断比率(①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率)は、すべて早期健全化基準(*1)を下回りました。

合併特例期間の終了に伴い、地方交付税が減額されることなどから、市の財政はさらに厳しい状況になると予測されます。今後も健全な財政運営を維持するため、より一層の行財政改革に取り組んでいきます。

資金不足比率の状況

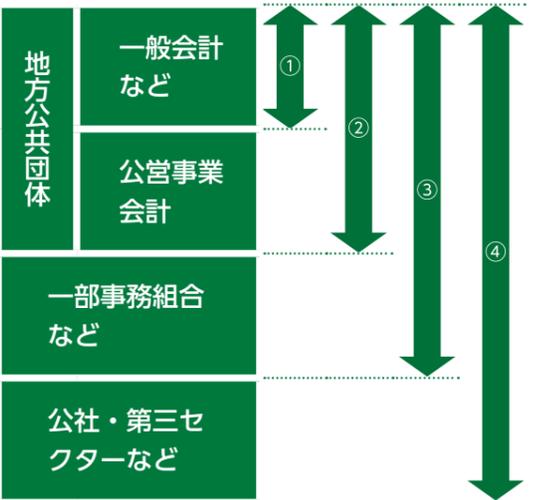
4つの公営企業会計(水道事業会計、工業用水道事業会計、食肉処理センター特別会計、下水道事業会計)はすべて黒字のため、資金不足比率(*3)は、経営健全化基準(20%)に該当しませんでした。

財政健全化判断比率の状況



地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4つの指標

- ①実質赤字比率** 福祉、教育、まちづくりなどを進める一般会計などの赤字の程度を指標化したものです。
- ②連結実質赤字比率** 公営事業会計を含めた全会計の黒字と赤字を合算し、赤字の程度を指標化したものです。
- ③実質公債費比率** 借入金の返済額(支出)の標準財政規模(収入)に対する割合を指標化したものです。
- ④将来負担比率** 市だけでなく、市が関係する一部事務組合などを含めた借入金などの負債残高を指標化したものです。将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示しています。



語句の説明

早期健全化基準(*1) 基準を超えると、自主的な改善努力によって財政を健全化するため、財政健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられます。

財政再生基準(*2) 基準を超えると、国の関与による確実な再生を行うため、財政再生計画の策定などが義務付けられます。

資金不足比率(*3) 公営企業の資金不足を収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、経営健全化基準(20%)を超えると経営健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられます。